







IFRSニュース

Quarter 1 2018

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準(IFRS)に関する さまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新 情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2018年最初の号となる本号では、まず初めに、最近の米国税制改革が米国で事業活動を行うIFRS財務諸表作成者に与える潜在的な影響について検討します。また、2018年1月1日に発効となる2つの主要な新基準(IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」)の重要な側面について読者の方々に再確認していただき、現在、規制当局が注目している論点に目を向けます。

その後、IASBが最近IFRS基準に行った修正を考察します。本 IFRSニュースの後半では、グラントソントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。本号の末尾では、最近公表された諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介します。



目次

- 2 最近の米国税制改正による潜在的な会計上の影響
- 5 再確認事項:IFRS第9号及びIFRS第15号
- 8 規制当局は2017年財務諸表に関して優先される執行事項を発表
- **11** IASBは「IFRS基準の年次改善2015-2017年サイクル」を公表
- **12** SME適用グループがQ&Aを公表
- 13 グラントソントン関連のニュース
- 16 その他のトピックー概要
- 18 新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日
- 20 コメント募集

最近の米国税制改正による 潜在的な会計上の影響

トランプ大統領が2017年12月22日に、「Tax Cuts and Jobs Act」と一般的に称される税制改正法案に署名し法律が成立した。本法案は、米国で事業活動を行い、IFRS財務諸表を作成する企業に重要な影響を及ぼすと思われる。

さらに、本法案は12月22日に成立したため、当該日を含む報告期間の期中財務諸表及び年次財務諸表にその影響を含めなければなりません。

多くの企業が2017年12月31日に終了する事業年度に係る財務諸表を作成することもあり、これは、本法案の複雑性と一部の側面に関する情報収集の難しさの両面によって、重大な影響をもたらす可能性があります。

したがって、米国で事業活動を行う企業は、本法案の影響を詳細に分析する必要があります。この間に、私どもは影響を及ぼすであろういくつかの領域に関して、読者の皆様に注目していただこうと考えております。

要約

財務諸表に与える潜在的影響

法人税率の引下げ

おそらく企業が受ける最大の影響は、 米国の法人税率が35%から21%に引き 下げられることであろう。これは、報告企 業の報告期間を問わず、2018年1月1 日から発効となる。 この引き下げられた税率は、2018年1月1日から当期税金に影響を与える。12月31日を決算日としない企業は、当初は日割り計算した税率を使用する。

繰延税金に関して、IAS第12号「法人所得税」では、繰延税金資産及び負債は、報告期間の末日までに制定され、又は実質的に制定されている税率(及び税法)に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定することを要求している。したがって、当該変更は、2017年12月31日に終了した報告期間の繰延税金の測定に影響を与える。

資本的支出の 100%損金算入

本法案は、2017年9月27日から2022 年12月末までに取得かつ事業に供された資産について、初年度に資本的支出の100%損金算入を認める減税措置を設けている。この減税措置は5年の期間をかけて段階的に廃止される。 企業は、2017年9月27日以降に行われた資本的支出が即時費用化の 要件を満たすかどうかを判断し、この減税措置(加速度償却)が、当期 税金残高と繰延税金残高に与える影響を検討する必要がある。

企業は、固定資産の特別償却の増加がこれによる繰延税金資産の実現可能性に与える影響を考慮しなければならない。加速度償却は、繰越欠損金を生じさせる又は増加させることがある。また、繰延税金資産の回収可能性を評価する際に課税所得の源泉として考えられる、将来加算一時差異を生じさせることもある。

繰越欠損金

2018年以降に発生する繰越欠損金について、無期限の繰越が可能となるが、一般的に繰戻しは認められない。

企業は、繰越欠損金から発生する繰延税金資産の回収可能性を再評価し、当該繰延税金資産の全部又は一部が実現しない可能性の方が高い場合には、修正する必要がある。

繰越欠損金の使用は、2018年以降 に開始する課税年度に発生する課税 所得の80%を上限とする。 企業の繰延税金資産に関する再評価に影響を与える可能性のある 繰越欠損金の繰越の重大な変更には、(1)繰戻の廃止及び(2)無 期限の繰越が含まれる。

税源浸食防止税 (BEAT)

本法案は、米国外関連者への控除可能な支払に基づき追加課税することによって、税源浸食と利益移転(BEPS)を阻止するものである。

BEAT税金の対象となる税源浸食とされる支払を行っている米国企業は、実際負担税率に対する影響を検討しなければならない。

企業は、税額控除後の通常の税金負債に加えて、税源浸食ミニマム税額を支払 わなければならない。これは、一般的に、 修正課税所得の固定割合が通常の税 金負債を超過する額と等しくなる。 BEATは増分税金を意図するものであり、つまり、企業は21%以上の法定税率を支払うことを意味する。さらに、企業は、通常BEAT税金の対象となるかについては算定してみないと分からない可能性がある。

したがって、多くの状況において、企業は、繰延税金を21%の法定税率で測定し、増分BEATの支払いはそれらが発生した期に法人所得税費用として反映されることになると私どもは考えている。

グローバル無形資産低 課税所得(GILTI)

本法案には、ある条件下で、国外子会 社の所得を米国親会社の課税所得に 含める条項が含まれている。 GILTIにより影響を受けるIFRS財務諸表作成者は、納付する年度にGILTIにかかる費用を認識できると私どもは考えている。

場合によっては、解消することが見込まれる一時差異について、繰延税金の金額の測定に使用する税率に与える影響をGILTIとして含めることが適切となる可能性がある。しかし、GILTIの計算は、将来の支払や条件付支払に依存しており、これにより、企業が特定の将来年度においてGILTIに関する費用を有するかどうか、及びそれをどの程度有するのかの見積りが困難となることがある。このようなアプローチの適切性の判断に際して、重大な判断を適用することが必要となる。

(continued)

要約

財務諸表に与える可能性のある影響

外国源泉の 無形資産関連所得 Foreign-derived intangible income(FDII)

本法案は、米国企業が外国源泉の無 形資産関連所得の一部を損金算入す ることを認めている。 GILTIと同様、FDIIにより影響を受けるIFRS財務諸表作成者は、納付する年度にその一部を損金算入できると私どもは考えている。

場合によっては、繰延税金の金額の測定に使用する税率に与える 影響を含めることが適切となる可能性がある。しかし、そのようなア プローチを実際に適用することは困難であり、FDIIを受領した期に 当期税金項目として損金算入する方が単純であろうと私どもは予想 している。

支払利子の 損金算入制限

本法案は、2017年12月31日以後開始する課税年度について、純支払利子の損金算入を調整後課税所得の30%までと制限している。

企業は、純支払利子の損金算入制限によって、損金算入を認められない当期の利子の税効果を年次の実際負担税率の見積リ(30%を超過した損金不算入部分の実現可能性の算定を含む)に含める。

米国企業の 全世界所得課制度を テリトリアル所得制度へ 置換え

米国の国外子会社が得た所得に対して 米国企業に課税する現在の全世界所 得課税制度が、部分的テリトリアル所得 制度に置き換えられる。 企業は、アウトサイド・ベーシスの差異(outside basis' differences) (例えば、投資先における未分配利益が当該投資先への親会社の 投資をその税コスト以上に増加させる場合に、法人企業への投資 の帳簿価額と税務基準額との差額)についての会計処理を検討す ることが必要となる場合がある。

これは、10%以上保有する外国企業から受け取る配当について、100%の受取配当課税免除(DRD)を国内企業に認めるものである。

企業は、そのような差異が予測可能な将来に解消するか及び子会 社への投資の際に生じる繰延税金負債の測定に影響を与える可能 性があるかを評価することが必要となる場合がある。

本国送金の 移行課税

本法案により、本国に送金されていない 国外所得は一回限りの移行課税の対象 となる。 移行課税の影響について、当期税金に係る負債を認識する必要がある。これは、親会社が2017年12月31日終了年度の財務諸表を作成する場合、グループ内の情報を収集していくという実務的観点から、困難を伴う可能性がある。

米国で事業活動を行う企業は、規制当局が公表する助言に注意を払わなければなりません。欧州では、本法案の会計上の帰結の評価に利用可能な時間が短いことや税務ポジションに関する情報が不足していることにより、2017年の財務諸表において、IAS第12号に基づき企業が要求される会計処理を十分に完了させられるかどうかについての懸念が生じていました。これに対応して、欧州証券市場監督局(ESMA)がステートメントを公表しました。

ESMAは、このステートメントにおいて、本法案の影響について完全に理解するためにはある程度の時間がかかるであろうことを認識しています。しかし、ESMAは、欧州企業が、重要性のある側面が企業の2017

年の年次財務諸表における当期税金資産 及び/又は負債並びに繰延税金資産及 び/又は負債に与える本法案の影響につ いての合理的な見積りを行えると考えてい ます。

ESMAは、これらの税金に関する金額は、通常よりも高い見積りの不確実性にさらされている可能性があり、本法案の影響及びその適用の様式に関するより正確な情報を発行者が得るにつれて、その後の報告期間において測定の修正を行うことが必要となる場合があると考えています。したがって、ESMAは、2017年の年次財務諸表とその後の再測定で報告される金額の両方に関して、透明性があり、かつ、有用な開示が必要であることを明らかにしています。

影響を受ける欧州内外の企業は、ESMAの助言に注意を払う方が賢明でしょう。その間にも、財務報告上の影響を見積るために、本法案の影響についての分析を始めなければなりません。

ESMAのステートメントの全文は以下のサイトでご確認下さい:

https://www.esma.europa.eu/pressnews/esma-news/esma-drawsissuers%E2%80%99-attention-iasrequirements-following-introductionnew-tax

再確認事項: IFRS第9号及びIFRS第15号

2018年には、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が発効となる。両基準は、2018年1月1日に開始する会計期間に強制適用される。 ほとんどの企業はこの変更について十分に承知しており、それらの適用を開始するための措置をすでに講じていると思われるが、最も重要な変更の概要を以下に示すことにする。

IFRS第9号「金融商品」

金融資産の分類及び測定

IAS第39号「金融商品:認識及び測定」の中でも、金融資産の分類及び測定は、金融危機の間に最も批判を受けた領域の一つでした。そのため、当初の2009年版のIFRS第9号を公表する際に、IASBは意識的に努力して測定区分を2つのみ(公正価値と償却原価)にすることによって、金融資産の会計処理における複雑性を軽減しました。しかし、2つだけの測定区分では、極端に鋭い境界線を生じさせ、多くの企業から金融資産を管理する方法を反映できないとのコメントを受けて、IFRS第9号(2014年)が公表された2014年7月に新たなカテゴリーが追加されました。その結果、IFRS第9号では、各金融資産は、以下の3つの主要な分類カテゴリーのうちの1つに分けられます:

- 償却原価
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定(FVTOCI)
- 純損益を通じて公正価値で測定(FVTPL)

表で示すように、分類は次の両方の項目によって決定します:

- a 金融資産の管理に関する企業の事業モデル (「事業モデルの評価」)
- b 金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性(「キャッシュ・フロー特性の評価)」)

さらに、IFRS第9号では、企業が(当初認識時にのみ)、以下の事項に関して、取消不能の指定を行うことを可能にする選択肢を提供しています:

- 当該指定により、いわゆる「会計上のミスマッチ」を低減又は解消する場合に、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定できる金融資産(そうでない場合には、IFRS第9号の一般原則に基づき償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値で測定する)。
- 特別な「資本性-その他の包括利益を通じて公正価値で測定」カテゴリーに分類される資本性金融商品(そうでない場合には、純損益を通じて公正価値で測定する必要がある)。これは、売買目的保有の投資及びIFRS第3号「企業結合」が適用される企業結合により生じた条件付取得対価を除き、IFRS第9号の範囲に含まれる持分投資(資本性金融商品)に利用することができる。

	事業モデル 回収のために 保有する	回収及び売却のために保有する	その他
キャッシュ・フローが 元本及び利息の 支払のみ(SPPI)である	償却原価	FVOCI*	FVPL
その他の種類の キャッシュ・フロー	FVPL	FVPL	FVPL

^{*} 持分投資を除外する。OCIでFV変動を表示することを選択できる。

IFRS第9号「金融商品」(続き)

減損

IFRS第9 号の減損の要求事項の決定において、IASBの目 的は、2007年と2008年の金融危機の間に明らかとなった会 計処理の主要な弱み(すなわち、IAS第39号により生じた「too little, too late」-のれんの減損損失のタイミングが遅すぎる、 又はその金額が少なすぎる)を是正することにありました。IAS 第39号の「発生損失」モデルは、減損の認識を信用損失事象 の客観的な証拠が識別されるまで遅らせるものでした。さらに、 IAS第39号は、類似した資産の減損に対して、その分類に応じ て異なる測定値を要求する点についても批判されていました。 IFRS第9号における減損の要求事項では、より将来予測的な 情報を使用して、純損益を通じて公正価値で測定されないす べての負債性金融資産について予想信用損失を認識します。 したがって、企業が貸付金又は債券を購入又は組成した場合 には直ちに信用損失が発生することになります(いわゆる「初日 損失(day one loss)」)。IAS第39号とは異なり、資産が償却 原価又はその他の包括利益を通じた公正価値で測定されてい るかどうかを問わず、認識される損失の金額は同じになります。

したがって、減損の認識は、企業が最初に信用損失事象を 識別するかどうかに依拠しないことになります。その代わりに、 企業は常に以下の事項を含む、より広範な情報を考慮して、 「予想損失」を見積ります:

- 過去の情報(類似の金融商品についての過去の損失の実績など)
- 現在の状況
- 当該金融商品に係る将来のキャッシュ・フローの予想される 回収可能性に影響を与える合理的で裏付け可能な予測

ヘッジ会計

IAS第39号のヘッジ会計の要求事項は、企業がヘッジ会計を使用できなくなるか、又は場合によっては使用を先延ばしにしてしまうような複雑なルールが含まれていると痛烈に批判されていました。

IFRS第9号のヘッジ会計に関する要求事項は、以下の事項を 行うことによってヘッジ会計を企業のリスク管理活動とより密接 に合致させることで、これらの問題のいくつかに対処しています:

- ヘッジ対象項目とヘッジ手段項目の両方の適格性を拡大させる
- ヘッジ有効性の評価に関して、より原則主義的なアプローチ を導入する

結果として、新しい要求事項は、純損益のボラティリティを低減するのに役立ちます。しかし、新しい要求事項に関して高められた柔軟性は、企業が任意にヘッジ会計を中止することが禁止されていること、及び拡充した開示を要求されることによって部分的に相殺されます。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのグロー バルIFRSチームは、以下を含め、IFRS第9号「金融商品」 に関するいくつかの刊行物を公表しました:

- IFRS第9号への準備 issue 1:金融商品の分類及び 測定
- IFRS第9号への準備 issue 2:減損の要求事項
- IFRSニュース特別号IFRS第9号-ヘッジ会計
- 銀行によるIFRS第9号における減損の要求事項の適用 (GPPCと共同)

これらの刊行物は、以下からダウンロード可能となって います:

https://www.grantthornton.global/en/service/ Assurance/ifrs/financial-instruments-ifrs-9guidance/

予想信用損失

信用度の悪化

段階1-稼働

- 信用度が当初認識以降に著しく悪化していないか又は報告日現在で信用リスクが低い金融商品
- 12か月の予想信用損失を認識する
- 利息収益は当該資産の総額での帳簿価額について計上する

段階2- 低稼働

- 信用度が当初認識以降に著しく悪化している (報告日現在で信用リスクが低い場合は除 く)が、信用損失事象の客観的証拠がない金 融商品
- 全期間の予想信用損失を認識する
- 利息収益は当該資産の総額での帳簿価額に ついて計算する

段階3-不稼働

- 報告日現在で減損の客観的証拠がある金融 資産
- 全期間の予想信用損失を認識する
- 利息収益を純額での帳簿価額について計算する(すなわち、予想信用損失分を減額する)

信用リスク = 低い

信用リスク > 低い

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」は、IAS第11号「工事契約」、IAS第18号「リース」、IFRIC第15号「不動産の建設に関する契約」及びその他すべての収益関連の解釈指針を置き換えている。本基準の範囲に含まれるすべての取引は、以下の5つのステップを中心とする単一の支配に基づくモデルに従って分析される:



IFRS第15号では、収益を一時点で認識するのか又は一定の期間にわたり認識するのかを判定するための要件を変更しています。さらに、以下の点は業種ごとに予想される影響が異なる可能性がありますが、現在のIFRSで取り上げていない多くの領域に関するガイダンスが示されています:

- 複数要素契約
- 契約変更
- 現金以外の対価及び変動対価
- 返品権及びその他の顧客のオプション
- 売手の買戻しオプション及び買戻契約
- 製品保証
- 本人なのか代理人なのか(総額なのか純額なのか)
- 知的財産のライセンス供与
- 非行使部分
- 返金不能の前払報酬
- 委託販売契約及び請求済未出荷契約

IFRS第15号では、契約残高及び変動、残存履行義務(受注残高)、並びに収益認識の時期及び方法についての重要な判断に関する情報を含む、収益認識に関する開示要求が大幅に拡充されています。



グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのグローバルIFRSチームは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に関するいくつかの刊行物を公表しました。

これらの公表物は、以下からダウン ロード可能となっています:

https://www.grantthornton.global/en/service/Assurance/ifrs/account ing-for-revenue-under-ifrs-15/

規制当局は2017年財務諸表に関して 優先される執行事項を発表

世界中の大半の法域において、会計処理の要求事項(IFRSに関するものを含む)を施行させるためのシステムがある。

会計処理の執行に責任を有する規制機関の多くは、過去のレビューによる何らかの形態のフィードバック及び次期レビューサイクルで優先される領域に関する情報を公表しています。世界中のいくつかの執行機関による報告書やフィードバックを利用して、次の共通のテーマを識別しました(下記で詳細に説明します):

- IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号 「顧客との契約から生じる収益」及び IAS第16号「リース」の導入並びに適用 開始による予想される影響に関する高 品質な開示
- IFRS第3号「企業結合」に関連する特定の認識、測定及び開示に関する事項
- IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」で 要求される特定の開示の側面
- 金融機関による不良債権の測定及び開示
- 財務業績の適性な表示の継続的な目 的適合性
- 必要に応じて、ブレグジット(Brexit)の 影響に関するリスクや不確実性の開示

2018年の報告期間がやってくることもあり、これらの共通のテーマに関する検討は、財務諸表の作成に際して役立つと私どもは考えています。もちろん、上記の事項は確定的なリストであることを意図しておらず、規制当局はおそらく、今度の報告期間に他の多くの領域における論点を提起するでしょう。また、市場の状況(2018年には高金利環境となる可能性があるなど)は、規制当局がこの先数か月のうちに焦点を当てるであろう項目や業種に影響を与えることを認識しておくとよいでしょう。

主要な新基準の 影響

新年は新たな課題をもたらしますが、会計業界において今年はまったくその通りの年となっています。2018年にIFRS第9号とIFRS第15号が発効し、その1年後にはIFRS第16号が発効となります。世界各国の規制当局がこれらの新基準及びそれらが適用初年度に及ぼすことが予想される影響について優先される執行事項として取り上げていることは驚くことではありません。

IAS第8号「会計方針、会計上の見積リの変更及び誤謬」では、新しいIFRSの適用により起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的な見積可能な情報の開示を要求しています(IAS第8号第30項)。これは特に、IFRS第9号及びIFRS第15号に関連があります。というのは、2017年度財務諸表を作成する企業にとって、両基準の発効日が差迫っているからです。

規制当局は、新基準に関する開示には、 以下の事項についての十分に分解した情報が含まれることを求めています:

- 1 企業がどの移行方法の使用を計画して いるのか及び実務上の便法の使用の有 無を含め、企業が適用すると見込んでい る会計方針の選択
- 2 従前に認識された金額と比べて、新基準が財務諸表に与えると予想される影響の金額及び内容。財務諸表作成者は、新基準により重要な影響を受けると予想する場合には、アナリストやその他の財務諸表利用者がそれぞれのモデルを見直すことができるよう財務情報を提供することが推奨される。

また、IAS第8号第31項に準拠するために、企業は、新基準による変更について、「紋切り型の」文言ではなく、簡潔かつ企業固有の記述を開示しなければならない。新基準が選択を認めている場合には、企業は、どの選択を行ったかを開示し、アナリストやその他の財務諸表利用者が影響を評価することができるようにしなければならない。

欧州の規制当局である欧州証券市場監督局(ESMA)は、2016年にIFRS第9号及びIFRS第15号の適用ガイダンスを公表しており、2017年の財務諸表の作成に際してそれらを考慮することを企業に勧めています。また、新基準の定量的影響に関する開示を拡充する必要性についても強調しています。IFRS第9号及びIFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度に適用されるため、企業は、それらの適用に関する分析を実質的にもう完了していることが予想されます。これは、新基準の適用開始による影響は、2017年の財務諸表作成時に既知の又は合理的に見積可能であることを意味します。

IFRS第3号 「企業結合」

IFRS第3号「企業結合」は新基準ではありませんが、規制当局は基準適用により生じる論点の関連性を引き続き強調しています。

IFRS第3号の適用により生じる論点

- 無形資産の測定
- 測定期間中の修正
- 割安購入
- 共通支配下の企業結合
- 条件付支払
- 公正価値に関する開示

無形資産の測定

規制当局は、企業結合における取得原価の配分について無形資産を公正価値で測定する際に使用する仮定と減損テストに適用される仮定との整合性を重視しています。同様に、無形資産の償却について使用する耐用年数も整合させなければなりません。また、IFRS第3号B33項における分離可能性規準に従って無形資産の分析、及び該当する場合には、無形資産をのれんから分離することが必要であるとみなされたかどうかの結論の基礎となる重大な判断の開示を行うことも重要であるとしています。

測定期間中の修正

IFRS第3号B67項では、企業結合の当初の会計処理が企業結合が生じた報告期間の期末日に完了していない場合には、財務諸表作成者に開示を要求しています。この場合、企業は、資産、負債、非支配持分又は支払った対価の項目の暫定的な金額を示さなければなりません。さらに、財務諸表作成者は、企業結合の会計処理が完了していない理由並びに報告期間の間に認識された測定期間中の修正の内容及び金額を開示しなければなりません。

割安購入

IFRS第3号B64項(n)で要求されている割安購入に関する開示を行うにあたり、規制当局は、割安購入の認識が適切であったことを保証するために、資産及び負債をどのように再評価したのかを示すことを財務諸表作成者に推奨しています。これには、該当がある場合、特定の項目(例えば、リストラクチャリング引当金)の測定に際してIFRS第3号の免除を適用することにより利得が生じるという事実及びその理由についての情報が含まれる場合があります。

条件付支払

規制当局が焦点を当てるその他の論点は、企業結合で受け取った対価の一部が条件付対価又は企業結合後の勤務に対する報酬に該当するかどうかを正確に識別することです。これは主に、契約の性質に依存します(IFRS第3号B54項)。さらに、IFRS第3号B55項では、従業員又は売却株主に対する条件付支払の契約が、企業結合における条件付対価となるのか、又は別個の取引となるのかについての判断に関する指針を提供しています。

共通支配下の企業結合

(BCUCC:Buisiness Combinations Under Common Control)

IFRS第3号はBCUCCには適用されないため、規制当局は、IASBがこの論点に対処するまで、IAS第8号第10項-第12項に従って選択した会計方針を首尾一貫して適用し、IAS第1号第117項及びIAS第1号第121項-第122項に従って開示することを財務諸表作成者に求めています。

公正価値に関する開示

非経常的な公正価値測定に関するIFRS 第13号「公正価値測定」の開示要求は、 当初認識後の測定のみを対象としており、 そのため、企業結合において公正価値で 認識される資産及び負債には適用されません。しかし、規制当局は、企業結合で取得 した重要性がある資産、負債及び非支配 持分の評価に用いる仮定及び測定技法に 関する情報は投資家に関連があるため、 企業結合に関してそのような開示を行うことを財務諸表作成者に推奨しています。

IAS第7号 「キャッシュ・フロー計算書 |

2017年1月1日以後開始する報告期間について、財務諸表作成者は、財務活動から生じた負債の変動(キャッシュ・フローから生じた変動と非資金変動の両方を含む)を財務諸表利用者が評価できるようにする情報を開示することが要求されます(IAS第7号第44A項)。要求される情報はさまざまな方法で提供することができますが、規制当局は、IAS第7号の設例Eに示された表形式の調整表の使用を財務諸表作成者に推奨しています。

さらに、どの金融商品がIAS第7号第6項に従って現金及び現金同等物の定義を満たすのかに関する企業固有の会計方針を提供し、該当がある場合、当座貸越契約(特に要求払債務)及びキャッシュ・プーリング契約により生じる残高が現金及び現金同等物であるとみなされるのか、及びその程度を開示することを財務諸表作成者に再確認しています。

最近、IAS第7号第48項及びIFRS第12号第13項と第22項では、企業グループが利用できない現金及び現金同等物の残高の開示を要求していることに財務諸表作成者は留意しなければなりません。このような開示は、通貨の交換可能性が限られている又は資本規制の対象となっている法域で重要性のある金額が保有されている場合には特に関連する場合があります。ただし、これは、現金が企業グループに利用可能とならない唯一の状況ではありません。

不良債権

規制当局は、金額に重要性のある不良 債権を有する発行者に、信用減損金融資 産の測定に関する既存の会計方針につい て慎重に検討することを勧めています。

金融機関は、不良債権、及び該当がある 場合には関連する担保からの予想キャッシ ュ・フローの見積りが現実的かつ偏りがな いかを厳密に評価することを求められます。 のサイトで確認することができます: また、財務諸表作成者は、IFRS第9号の予 想信用損失モデルのもとで適切となるため には、自身が有する不良債権に対してどの ような変更を行う必要があるかを検討する ことも推奨されます。

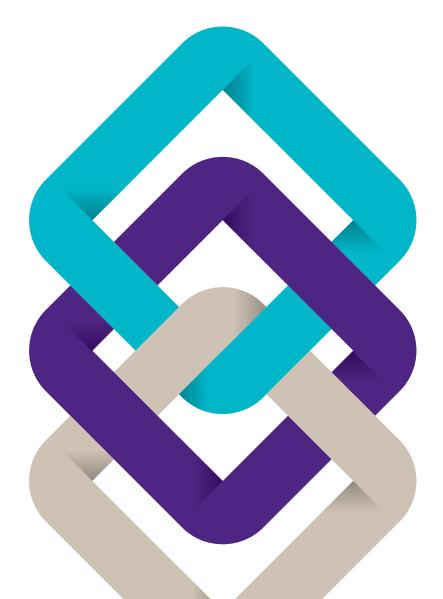
ブレグジット

ブレグジットは主に欧州の問題であるこ とを踏まえて、欧州の規制当局である欧州 証券市場監督局(ESMA)は、英国の欧州 連合(EU)離脱の決定により影響を受ける 可能性のある財務諸表作成者が、関連す るリスク及び事業戦略や活動への予想され る影響を評価し、必要に応じてIFRS財務 諸表又は経営者の報告書に開示すること を勧めています。欧州外の発行者にとって はさほど問題にならないとはいえ、ESMA の助言は、英国のEU離脱による影響を受 ける一部の欧州外のIFRS財務諸表作成 者にとっても関連する場合があります。

その他

多くの規制当局が財務諸表における代 替的業績指標の使用を精査しています。 ESMAは、欧州において、代替的業績指標 に関するガイドライン(APMs)を公表してお リ、企業が年次財務報告書にAPMsを含め る際に、それらを検討することを奨励してい ます。また、本ガイドラインは、欧州外の企業 にとっても興味深いものとなっており、以下

https://www.esma.europa.eu/pressnews/esma-news/esma-publishesfinal-guidelines-alternative-performancemeasures



IASBは「IFRS基準の年次改善 2015-2017年サイクル」を公表

国際会計基準審議会(IASB)は4つの基準の修正を行う「IFRS基準の年次改善2015 -2017年サイクル | を公表した。

していた持分

背景

本公表物は、年次改善の現在のプロジェクトのサイクルでIASBが議論したIFRS 基準の修正の集合体です。IASBは、他のプロジェクトの一部として含まれない、必要ではあるが緊急ではないIFRS基準の修正を行うために、年次改善プロセスを使用しています。このプロセスの一部として行われた修正は、IFRS基準の文言の明確化又は比較的軽微な見落し若しくはIFRS基準の既存の要求事項の間の矛盾点の訂正のいずれかです。修正を断片的な変更の連作とせずに単一の文書の形で示すことにより、IASBは、すべての関係者にとっての変更の負担を軽減することを図っています。

本修正は、2019年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められます。

コメント

私どもは、本修正を歓迎しています。 しかし、IAS第12号の修正には、資本 に分類されている金融商品に関する 支払が利益の分配であるかどうかの 判定方法についての要求事項が含ま れていないことに留意します。これは、 支払に対する法人所得税への影響を 純損益又は資本に認識するかどうか を判断する際に依然として問題が生じ る可能性が高いことを意味します。

影響を受ける基準	主題	修正の概要
IAS第12号 「法人所得税」	資本に分類される金融商品に係る支払の法人所 得税への影響	IAS第12号の修正は、企業は、配当の法人所得税への影響を、過去の取引や事象を当初認識した場所に準じて、純損益、その他の包括利益、又は資本に認識することを明確にしている。
IAS第23号 「借入コスト」	資本化に適格な 借入コスト	IAS第23号第14項では、企業が一般目的で資金を借り入れ、 適格資産を取得するためにそれを使用する場合に、資本化 に適格な借入コストの金額の算定方法を規定している。 IAS第23号では、一般目的で借り入れる資金を算定する際 に、「適格資産の取得のために特別に行った借入れ」を除く ことを要求している。IASBは、企業がこれらの文言を、一般目 的で借り入れた資金から、当初は適格資産を取得するため
		に特別に借入れ、現在では当該資産の意図した使用又は販売の準備ができている資金残高を除くことを意味すると企業が誤って解釈する可能性があると考えた。
		したがって、本修正は、企業は、適格資産の意図した使用又は販売の準備ができた時点で、当該資産の取得のために特別に行った借入金残高を、一般目的で借り入れた資金の一部として取扱うことを明確にしている。
		借入コストを遡及的に資産化するために要する情報の収集 コストが、潜在的な便益を上回る可能性があるため、本修正 は将来に向かって適用されることになる(すなわち、修正を最 初に適用する事業年度の期首以後に生じる借入コストにの み適用される)。
IFRS第3号 「企業結合」	共同支配事業に 対して従来保有 していた持分	本修正は、企業が共同支配事業である事業に対する支配を 獲得した時に、この取引を段階的に達成される企業結合とし て会計処理する(共同支配事業に対して従来保有していた 持分を取得日の公正価値で再測定することを含む)ことを明 確にしている。
		本修正の背景には、支配の獲得により、保有している持分の 性質及び当該持分を取り巻く経済環境に重大な変化が生じ るという考えがある。
IFRS第11号 「共同支配の取決め」	共同支配事業に対して従来保有	IFRS第3号とは異なり、企業は、共同支配事業に対する共同支配を獲得した時に、共同支配事業に対して従来保有して

いた持分を再測定しない。

SME適用グループがQ&Aを公表

SME適用グループ (SMEIG) が公開協議 (2017年第3四半期のIFRSニュースをご覧下さい) を受けて、中小企業 (SME) 向けIFRSに基づく親会社の個別財務諸表における債務保証の会計処理に関して、新しい質疑応答 (Q&A) 文書を公表した。

SMEIGが公表するQ&Aは、SME向けIFRSを採用する企業が具体的な会計上の疑問を検討するうえで役立つ強制力のないガイダンスです。これらは決して、完全版IFRSの適用に修正を加えることを意図するものではありません。しかし、IASBは、SME向けIFRSを次回見直す際にはこれらのQ&Aを考慮することとなります。

SME向けIFRSのセクション12のQ&A (論点1): 親会社の個別財務諸表における 債務保証の会計処理

論点:

報告企業はSME向けIFRS基準を適用して財務諸表を作成している。当該報告企業は、他の企業への銀行からの借入金の返済を保証している(債務保証契約)。これが一般的に生じる可能性のある例は、両方の企業が共通支配下にある場合である。 当該報告企業は、銀行に発行した債務保証契約を個別財務諸表においてどのように会計処理するのか?

A(アンサー):

当該報告企業は、セクション12「他の金融商品の問題」の要求事項を適用することにより、債務保証契約の会計処理を行わなければならない。ただし、報告企業がIAS第39号「金融商品:認識及び測定」の認識及び測定の要求事項を適用する(SME向けIFRS基準の11.2項(b)及び12.2項(b)で認めている)ことを選択した場合を除く。

債務保証契約は、一般的に保険契約に関連する特徴を備えていることが多い。この Q&Aで述べられている会計処理は、他の種類の保険契約に適用されると仮定すべ きではない。



英国のパートナーがICAEWの財務報告委員会の 議長に任命される

グラントソントンUK LLPのテクニカル・パートナーであるJake Greenがイングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)の財務報告委員会の議長に任命された。

財務報告委員会(FRC)は、財務報告上の問題について ICAEWの方針を進展させる責任を有しており、ICAEWが公共の 利益のために行動し、国内外の立法者、規制当局及び基準設定 主体に影響力を持てるようにしています。

Jakeは、グラントソントンUKのテクニカルチームを主導するとともに、UK GAAPとIFRSの両方を扱い、広範な財務報告のテーマに関して、監査事務所やクライアントに助言を行うことに責任を有しています。また、グラントソントン・インターナショナルを代表して、IFRS諮問会議及び収益認識に関するIASBとFASB共同の移行リソース・グループに参加しています。

GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSインタープリテーション・グループ (IIG) は、米国、カナダ、ブラジル、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、アイルランド、フランス、スウェーデン及びドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSチームで構成されている。

IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。今回は、スウェーデンの代表にスポットライトを当てましょう。



Magnus Nilsson、スウェーデン

Magnus Nilssonは、グラントソントン・スウェーデンのアシュアランス(保証業務)・パートナーです。11年前にグラントソントンに加盟し、2つの大手監査事務所で監査人及び財務報告グループのメンバーとしてそのキャリアを積みました。また、最高財務責任者(CFO)を務めたこともあります。Magnus は、CFO及び監査委員会の会計アドバイザーとして多数の上場企業と密接に連携しています。さらに、スウェーデンの財務報告グループのメンバーであり、スウェーデンのIFRSデスクを担当しています。

Magnus は現在、グラントソントン・スウェーデンにおける監査 チームのIFRS専門家を勤めており、特に注目されているIFRS第 15号及びIFRS第16号の適用に伴い、グラントソントン・スウェー デンの上場企業のクライアント数は増加しています。Magnus は、 スウェーデンで2005年にIFRSが採用されて以降、コンバージェン ス・プロジェクトに従事したことによる豊富な経験を有しています。

IFRS連結財務諸表記載例2017年版

グローバルIFRSチームはIFRS連結財務諸表記載例2017年版を公表した。

本刊行物は、前号の公表以降に生じた、2017年12月31日終了事業年度から発効するIFRSの変更を 反映させるよう、見直し、更新を行っています。さらに、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及び 「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の明確化」の早期適用について取り上げています。2017 年10月31日以後に公表された新しい変更は考慮されていません。

以下のサイトをご訪問いただけば、本刊行物を入手することが可能です:

http://www.grantthornton.global

または、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ下さい。



Navigating the Changes to IFRS:CFO向けのガイド

グローバルIFRSチームは「Navigating the Changes to IFRS:CFO向けガイド」の 2017年版を公表した。

本刊行物は、企業の将来の財務報告に影響を与えるIFRSの最近の変更に関して、最高財務責任者 (CFO)の方々にハイレベルでの認識を有していただくことを目的として作られたものです。本刊行物は、新 たに公表された基準や解釈指針と既存の基準や解釈指針に行われた修正の両方を取り上げて、それぞ れについて簡単に説明しています。

2017年版は、2016年12月1日から2017年11月30日までに公表されたIFRSの変更部分を取り上げ ています。初めて取り扱う基準には、IFRS第17号「保険契約」が含まれます。

本刊行物は、2017年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日及び2018年3月31日の決算期を対象と しています。

以下のサイトをご訪問いただけば、本刊行物を入手することが可能です:

http://www.grantthornton.global

または、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ下さい。



「重要性がある」の定義(IAS第1号及びIAS第8号の修正)

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IASBの公開草案ED/2017/6「『重要性がある』 の定義-IAS第1号及びIAS第8号の修正案 | に対するコメントレターを提出した。

定義を一致させるIASBの試みを歓迎しています。しかし、「主要な 利用者 Iについての記述を含めることは、こうした定義を不必要に 的な適用ガイダンスを開発することもIASBに求めています。

私どもは、コメントレターにおいて、「重要性がある」のさまざまな 長くすると私どもは考えています。また、情報が覆い隠されていると 判断されるさまざまなシナリオへの適切な対応を説明した、追加

会計方針及び会計上の見積り(IAS第8号の修正)

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IASBの公開草案ED/2017/5「会計方針及び 会計上の見積リーIAS第8号の修正 | に対するコメントレターを提出した。

私どもは、コメントレターにおいて、IASBの提案を広く支持しては、、提案されている会計上の見積りの定義について懸念を表明し おり、企業が会計方針と会計上の見積りとを区別するのに役立つ 修正の明確化が必要であるということに同意しています。本修正 は実務の不統一を軽減するのに役立つでしょう。とはいえ、私ども

ています。企業がこうした領域で判断を適用する際に役立つ追加 的な実施例を作成することをIASBに求めています。

グラントソントン・オーストリアがIFRS第15号に関する手引きを公表

新しいIFRS基準であるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」は収益に関する 会計処理に重大な変更をもたらす。

グラントソントン・オーストリアのAlexandra Winkler-JanovskyとJosef Töglhoferは、見解、ケースス タディ及び設例を示して、広範な変更の解釈に役立つよう、「IFRS 15 - Umsatzerlöse」を公表しました。 この刊行物は、以下のサイトで入手可能です:http://manz.gmbh/home.html(ドイツ語)



グローバルIFRSチームが移転

グローバルIFRSチームは事務所を移転しましたので、 次回ロンドンを訪れた際には、是非ご訪問ください!

グローバルIFRSチームは象徴的な「ウォーキートーキー (Walkie Talkie) ビル、正式には、20フェンチャーチ・ストリートと 呼ばれている建物に2018年1月に移転しました。



その他のトピックー概要

欧州

ESMAは執行決定に関する報告書(第21回)を公表

欧州証券市場監督局(ESMA)は、欧州執行者調整セッション(EECS)の財務諸表に関する執行決定の機密データベースから新たな抜粋(21回目)を公表しました。

欧州執行者は、IFRSに準拠した財務諸表の監視・レビューを行い、当該財務諸表がIFRS及び他の該当する報告規定(関係する国内法を含む)に準拠しているかどうかを検討します。ESMAは、IFRSの適切な適用に関する関連する情報を財務諸表の発行者及び利用者に提供する目的で、これらの抜粋を公表しています。執行決定の公表により、市場の参加者には、IFRSへの準拠についての欧州各国の執行者の見解が伝えられることになります。執行データベースに提示される事例は、以下の要件の1つ又は複数を満たす場合には、公表に適切であると考えられています:

- 複雑な会計上の問題又はIFRSの異なる適用につながる可能性がある問題について言及している決定
- 発行者又は特定の種類の企業に比較的広まっている問題に関する決定であり、したがって、他の執行者や第三者にとっても興味深いと考えられるもの
- 経験のない又は執行者の経験に整合性がない問題を取り扱う決定
- 会計基準が対象としていない規定に基づいて行われた決定

これらの決定がその背景にある考えとともに公表されることにより、欧州におけるIFRSの首尾一貫した適用に貢献することになります。最近の抜粋で取り上げられているテーマには以下が含まれます:

	基準	テーマ
1.	• IAS第36号「資産の減損」	減損テストにおけるカントリー・リスク・プレミアム
2.	IFRS第11号「共同支配の取決め」IFRS第10号「連結財務諸表」	共同支配の評価
3.	IFRS第13号「公正価値測定」IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	制限付き資本参加に関する評価及び持分法適用
4.	IFRS第11号「共同支配の取決め」IFRS第10号「連結財務諸表」	共同支配の評価
5.	IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」IAS第34号「期中財務報告」	比較情報数値の修正再表示
6.	IAS第1号「財務諸表の表示」IAS第39号「金融商品:認識及び測定」	リバース・ファクタリング取引に関する開示
7.	• IFRS第10号「連結財務諸表」	投資ファンドに対する支配の評価
8.	• IFRS第13号「公正価値測定」	観察不能なインプットを用いた公正価値測定の開示
9.	IAS第39号「金融商品:認識及び測定」IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」IAS第18号「収益」	仲裁合意による収入の認識及び測定
10.	• IAS第36号「資産の減損」	商標権の減損テスト
11.	• IAS第12号「法人所得税」	税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の認識
12.	• IAS第39号「金融商品:認識及び測定」	「経済環境」の定義及び電力契約における 外貨建て組込デリバティブの分離

ESMAは、執行決定に関する報告書(第21回)で公表した抜粋に加え、これまでに公表されたすべての執行決定について更新した概要も公表しました。

欧州(続き)

EFRAGはIFRS第16号及びその他の基準の修正を承認

会計規制委員会(ARC)は、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)の承認のための助言(endorsement advice)について採決を行い、他の既存の基準の修正とともに以下の事項を承認しました:

- IFRS第16号「リース」
- 「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の明確化」
- 「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用(IFRS第4号の修正)」

これは、欧州の法律に基づいて報告を行う企業は、EUが承認していない事項を適用するリスクを冒すことなく、現時点において IASBの変更を完全に適用することができることを意味します。

さらに、EFRAGは、ARCの採決を求めて、「負の補償を伴う期限前償還要素(IFRS第9号の修正)」に関する承認のための助言を提出しました。この助言は、2018年初頭に承認される見込みで、第1四半期に承認される可能性があります。

IASB

IASBの他の公表物

11ページで取り上げたとおり、IASBは、「IFRSの年次改善2015-2017年サイクル」を公表しました。さらに、IASBは、IFRS第17号「保険契約」及び2018年の「ブルーブック」-2018年1月1日時点で強制適用される基準の印刷版に関する追加の適用ガイダンス(それぞれに通常の形式と参照及びアジェンダの決定付きの形式があります)を公表しました。

企業報告

CFAは新しい収益認識の要求事項の適用に関する報告書を公表

CFA協会(国際的な投資プロフェッショナル協会)は、10月に、報告書「収益認識の変更(Revenue Recognition Changes)」を公表しました。本報告書は、企業がIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(及びASC第606号)の適用をどの程度進めているのかについて大まかな概要を示し、予想される影響及び移行の選択に関する企業の開示を分析しています。また、不確実な収益及び契約の定義に関する重要な判断により生じ得る影響についても検討しています。

本報告書によれば、IFRS第15号及びASC第606号が2018年に開始する事業年度から強制適用となるまでにほとんど時間がないにもかかわらず、いずれかの基準を早期適用している企業はごくわずかであり、多くの企業においてこれらの基準を適用する取組みが遅れているように思われるということです。

銀行

AAOIFIが 減損及び信用損失に関する基準を公表

イスラム金融機関会計監査機構(AAOIFI)は、現在及び予想される損失(current and expected losses)を対象とする減損及び信用損失を扱うFAS第30号「減損、信用損失及び不利な契約」を公表しました。当該基準は、IFRS第9号「金融商品」とコンバージェンスされていません。というのは、「さまざまな会計基準設定主体、規制基準設定主体及び規制当局が最近設定している一般に公正妥当と認められた会計基準により行われている減損及び信用損失に関するアプローチは、類似の方法でイスラムの金融取引に適用することができない」からです。

FAS第30号は、2020年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められます。

AAOIFIは、イスラムの国際的な非営利組織であり、シャリーア遵守の会計、監査、ガバナンス及び倫理思想を発展させています。

新しい基準及びIFRIC解釈指針の 発効日

以下の表は、2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC 解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい 基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第17号	保険契約	2021年1月1日	可
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可
IFRIC第23号	法人所得税務処理に関する不確実性	2019年1月1日	可
IFRS第9号	負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第12号/ IAS第23号/ IFRS第3号/ IFRS第11号	IFRSの年次改善2015-2017年サイクル	2019年1月1日	可
IAS第40号	投資不動産の振替(IAS第40号の修正)	2018年1月1日	可
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・前受対価	2018年1月1日	可
IFRS第1号/ IFRS第12号/ IAS第28号	IFRSの年次改善2014−2016年サイクル	2018年1月1日 ただし、IFRS第12号の修正は 2017年1月1日から適用される	IAS第28号 - 可
IFRS第4号	IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用(IFRS第4号の修正)	 IFRS第9号の一時的免除は 2018年1月1日以降の会計 期間に適用される 上書きアプローチは企業 がIFRS第9号を初めて適用 する際に適用される 	N/A

2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品 (2014年)	2018年1月1日	可(広範な 経過措置を適用)
IFRS第2号	株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の修正)	2018年1月1日	可
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可
N/A	実務記述書第2号:「重要性の判断の行使」	2017年9月14日	不可
IAS第7号	開示に関する取組み(IAS第7号の修正)	2017年1月1日	可
IAS第12号	未実現損失に係る繰延税金資産の認識	2017年1月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IAS第1号	開示に関する取組み (IAS第1号「財務諸表の表示」の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号、 IFRS第12号、 IAS第28号	投資企業:連結の例外の適用 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号 及びIAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での 資産の売却又は拠出 (IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	延期された (もともとは 2016年1月1日であった)	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2012−2014年サイクル	2016年1月1日	可
IAS第27号	個別財務諸表における持分法(IAS第27号の修正)	2016年1月1日	可
	農業:果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号 及びIAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化 (IAS第16号及びIAS第38号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理 (IFRS第11号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可

^{*「}IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、IASBが公表したすべての公開草案及びディスカッションペーパーにコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類 タイトル コメント募集期限

現在コメント募集中の公開草案又はディスカッションペーパーはありません。



© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。